

新旧対照表

神奈川県県営住宅条例施行規則

新	旧
(事務の委任) 第1条 神奈川県県営住宅条例（平成9年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務は、住宅営繕事務所長（以下「所長」という。）に委任する。 (1)～(4) (略) (5) 条例第8条第4項又は第5項の規定により、公営住宅の入居者として決定した者（条例第7条第4項又は第6項の規定に該当する者に限る。）に対し、当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知すること。 (6) 条例第8条第6項の規定により、借上げに係る公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知すること。 (7) 条例第8条第8項の規定により、改良住宅の入居者を決定し、及びその旨を通知すること。 (8)～(94) (略) (入居申込書等) 第3条 条例第8条第1項又は第7項の規定による入居の申込みは、県営住宅入居申込書（第3号様式）を所長に提出してしなければならない。 2 (略) 3 条例第8条第3項又は第8項の規定による通知は、県営住宅入居者決定通知書（第4号様式）によりするものとする。ただし、子育てに適する公営住宅の入居者として決定した者に対する通知にあっては子育てに適する公営住宅入居者決定通知書（第4号様式の2）により、定期借家対象公営住宅の入居者として決定した者（条例第8条の3第2項第1号に該当する者として決定した者に限る。）に対する通知にあっては定期借家対象公営住宅入居者決定通知書（第4号様式の2の2）によりするものとする。 4～7 (略) (有効期間の延長) 第3条の4 条例第8条の2第5項に規定する子育てに適する公営住宅を明け渡すことができないやむを得ない事情として規則で定める事情は、有効期間の満了する日において、子育てに適する公営住宅の入居者が次の各号のいずれに	(事務の委任) 第1条 神奈川県県営住宅条例（平成9年神奈川県条例第36号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務は、住宅営繕事務所長（以下「所長」という。）に委任する。 (1)～(4) (略) (5) 条例第8条第4項の規定により、公営住宅の入居者として決定した者（条例第7条第5項の規定に該当する者に限る。）に対し、当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知すること。 (6) 条例第8条第5項の規定により、借上げに係る公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知すること。 (7) 条例第8条第7項の規定により、改良住宅の入居者を決定し、及びその旨を通知すること。 (8)～(94) (略) (入居申込書等) 第3条 条例第8条第1項又は第6項の規定による入居の申込みは、県営住宅入居申込書（第3号様式）を所長に提出してしなければならない。 2 (略) 3 条例第8条第3項又は第7項の規定による通知は、県営住宅入居者決定通知書（第4号様式）によりするものとする。ただし、子育てに適する公営住宅の入居者として決定した者に対する通知にあっては子育てに適する公営住宅入居者決定通知書（第4号様式の2）により、定期借家対象公営住宅の入居者として決定した者（条例第8条の3第2項第1号に該当する者として決定した者に限る。）に対する通知にあっては定期借家対象公営住宅入居者決定通知書（第4号様式の2の2）によりするものとする。 4～7 (略) (有効期間の延長) 第3条の4 条例第8条の2第5項に規定する子育てに適する公営住宅を明け渡すことができないやむを得ない事情として規則で定める事情は、有効期間の満了する日において、子育てに適する公営住宅の入居者が次の各号のいずれに

新	旧
も該当することとする。 (1) (略) (2) 条例第27条及び第48条第1項第1号から<u>第8号まで</u>の規定に該当しないこと。 (3) (略) 2～6 (略) (特別の事情があると認められる者) 第9条 条例第9条第2項第8号に規定するその他特別の事情があると認められる者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第1項に規定する犯罪等（以下「犯罪等」という。）により害を被った者で、当該犯罪等により従前の住居に居住することが困難となったと認められる者（同居の親族に犯罪等により害を被った者で、当該犯罪等により従前の住居に居住することが困難となったと認められる者がいる者を含む。）</u> <u>(6)～(10)</u> (略) (減免の更正等) 第22条 (略) 2 (略) 3 所長は、家賃の減免の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その承認を取り消すことができる。 (1)・(2) (略) (3) 条例<u>第25条第1項各号</u>に掲げる費用を負担しないとき。 4 (略) (借上公営住宅の修繕費用負担) 第29条 借上げに係る公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、<u>条例第25条第1項第1号</u>及び第2号に規定するものを除き、県の負担とする。 2 (略) (施設維持管理料の額等) 第29条の2 施設維持管理料は、県営住宅ごとに算定するものとし、各年度にお	も該当することとする。 (1) (略) (2) 条例第27条及び第48条第1項第1号から<u>第7号まで</u>の規定に該当しないこと。 (3) (略) 2～6 (略) (特別の事情があると認められる者) 第9条 条例第9条第2項第8号に規定するその他特別の事情があると認められる者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)～(4) (略) (新規) <u>(5)～(9)</u> (略) (減免の更正等) 第22条 (略) 2 (略) 3 所長は、家賃の減免の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その承認を取り消すことができる。 (1)・(2) (略) (3) 条例<u>第25条各号</u>に掲げる費用を負担しないとき。 4 (略) (借上公営住宅の修繕費用負担) 第29条 借上げに係る公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、<u>条例第25条第1号</u>及び第2号に規定するものを除き、県の負担とする。 2 (略) (施設維持管理料の額等) 第29条の2 施設維持管理料は、県営住宅ごとに算定するものとし、各年度にお

新	旧
ける施設維持管理料の月額、その年度の前々年度における<u>条例第25条第1項第5号</u>に掲げる費用（条例第25条の2第1項の規定により徴収することとしたものに限る。）の額を入居者数で除し、その額を12で除して得た額に、徴収に係る経費の額として別に定める額を加算した額とする。ただし、これによりできない場合又はこれによりことが適当でないと認められる場合は、別に定めることができる。 2・3 （略）	ける施設維持管理料の月額、その年度の前々年度における<u>条例第25条第5号</u>に掲げる費用（条例第25条の2第1項の規定により徴収することとしたものに限る。）の額を入居者数で除し、その額を12で除して得た額に、徴収に係る経費の額として別に定める額を加算した額とする。ただし、これによりできない場合又はこれによりことが適当でないと認められる場合は、別に定めることができる。 2・3 （略）

第3号様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

県営住宅の入居について、次のとおり申し込みます。この申込書に偽りの記載があるとき、又は申込者若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

優 先 資 格 の あ る 方	(新設のみ) 1 地 元	2 身体障害(級) 精神・知的障害 (級)	3 母 子	4 父 子	5 高齢者	6 水仕場国者 (引揚者)	7 子育て・ 多子	8 高齢者 夫婦	9 (空室のみ) 落選優遇	10 公害 その他	11 若者 夫婦	12 土砂災害 特別警戒区域
	13 犯罪 被害者											
単 身 の 方	1 高齢者	2 身体障害(級)	3 精神・知的 障害(級)	4 D V	5 生 保	6 引揚者等	7 (空室のみ) 落選優遇	8 その他				
裁 量 世 帯	1 身体障害 (級) 精神・知的障害 (級)		2 子育て世帯	3 戦傷病者・ 被爆者世帯	4 引揚者 世 帯	5 高齢者世帯	6 その他					
定 期 借 家	1 子育て世帯 向け	2 その他										

[illegible]

A	年間所得金額計
	円

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{A 年間所得金額計} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{B 控除額計} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{月収額} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$
[illegible]

1 他の世帯と共同	炊事場 便所 (共同 世帯)	現在 住 ん で い る 住 宅	① 県営住宅 (団地)
2 部屋が狭い。	畳数 畳 (洋間も含む) 使用人数 名 1人平均 畳		② U R、公社住宅
3 非住宅建物	建物の概要		③ 市町村営住宅
4 高額家賃	月額 円		④ 民間の賃貸住宅
5 結婚後の住居がない。	婚姻の予定 年 月		⑤ 社宅
6 正当な立ち退き要求を受けている。	理由		⑥ 両親等と同居中
7 通勤時間に片道2時間以上かかる。(通勤先までの経路)	片道通常 時間 分		
8 子育てに適する公営住宅の有効期間の満了する日が5年以内に到来	住宅の名称 (有効期間 年 月 日から 年 月 日まで		

備考 申込書に記入された個人情報、市町村の公営住宅担当課、公営住宅の入居者の抽選を委任されている事業者又は申請者若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないことを確認するため、神奈川県警察に提供することがあります。

(旧)

県営住宅入居申込書

年 月 日

神奈川県住宅営繕事務所長殿

県営住宅の入居について、次のとおり申し込みます。この申込書に偽りの記載があるとき、又は申込者若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるときは、申込みを無効とされても異議を申し立てません。

氏 名 (カタカナ)																性 別				
																1 男 2 女				
募 集 地 区 番 号					地 区 名															

[illegible]

備考 優先資格のある方、単身の方又は裁量世帯若しくは定期借家の方のみ該当する番号を○で囲んでください。

[illegible]

備考 年間（推定）総収入金額の欄は、申込時に収入のある方全員について記入してください。

控除額	基礎振替	扶養親族	老人扶養	特定親族	障 害	特別障害	寡 婦	ひとり親	B 控 除 額 計
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{A} \\ \hline \text{年間所得} \\ \text{金額計} \\ \hline \text{円} \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{B} \\ \hline \text{控除} \\ \text{額計} \\ \hline \text{円} \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{月収額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

現住所 (タカチ)	郵便番号	—		連絡先(電話・携帯など)											
	市区町村名														
	町名・丁目・番地														
	方書 (アパート名等)														
婚約者・別居者の現住所		電話() —													
申込者勤務先	名称	部課係 電話() — 内線													

住宅に困っている状況（該当する事項を必ず記入してください。）

1 他の世帯と共同	炊事場 便所 (共同 世帯)	現在 住 ん で い る 住 宅	① 県営住宅 (団地)
2 部屋が狭い。	畳数 畳 (洋間も含む。) 使用人数 名 1人平均 畳		② U・R、公社住宅
3 非住宅建物	建物の概要		③ 市町村営住宅
4 高額家賃	月額 円		④ 民間の賃貸住宅
5 結婚後の住居がない。	婚姻の予定 年 月		⑤ 社宅
6 正当な立ち退き要求を受けている。	理由		⑥ 両親等と同居中
7 通勤時間に片道2時間以上かかる。(通勤先までの経路)	片道通常 時間 分		
8 子育てに適する公営住宅の有効期間の満了する日が5年以内に到来	住宅の名称 (有効期間 年 月 日から 年 月 日まで		

備考 申込書に記入された個人情報、市町村の公営住宅担当課、公営住宅の入居者の抽選を委任されている事業者又は申請者若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないことを確認するため、神奈川県警察に提供することがあります。

(新)

第4号様式(第3条関係)(表)(用紙 縦12.75センチメートル 横17.75センチメートル)

県 営 住 宅 入 居 者 決 定 通 知 書

県営住宅への入居を次のとおり決定しましたので通知します。なお、あなたが入居する住宅が借上げに係る公営住宅である場合であつて、借上げの期間が満了するとき、あなたが公営住宅に入居した日前の直近において居住していた地域が神奈川県県営住宅条例第7条第4項に規定する土砂災害特別警戒区域に該当しなくなった場合であつて、当該居住していた住宅を現に所有しているとき又はあなたが平成23年3月11日において居住していた地域が同条第6項に規定する支援対象地域等に該当しなくなった場合であつて、当該居住していた住宅を現に所有しているときは、住宅を明け渡してください。

氏 名 様

住宅の名称 住宅番号

家 賃 円 敷 金 円

入居決定日 年 月 日

(明渡期限 年 月 日)

住宅世帯コード

神奈川県住宅営繕事務所長 関

備考 裏面を必ずお読みください。

(裏)

1	家賃	家賃は、神奈川県県営住宅条例（以下「条例」という。）第17条又は第18条の規定により、入居者の世帯の収入等に基づき、毎年度決定されます。
2	収入申告	入居者は、条例第19条の規定により、毎年度、知事に対し収入を申告しなければなりません。申告がない場合において、入居者が条例第46条の規定による収入状況の報告の請求に応じないときは、近傍同種の住宅の家賃を適用します。ただし、入居者が心身の状況により収入を申告し、及び収入状況の報告の請求に応じることが困難な事情にあると知事が認めた場合は、この限りではありません。
3	収入超過者の家賃	条例第32条の規定により収入超過者と認定された入居者の家賃は、条例第34条の規定により、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が算出した額となります。
4	高額所得者の家賃	条例第35条の規定により高額所得者と認定された入居者の家賃は、条例第38条の規定により、近傍同種の住宅の家賃となります。
5	住宅の明渡し	(1) 家賃を3月分以上滞納した場合は、条例第48条の規定により、住宅の明渡しを請求することがあります。 (2) 収入超過者に該当する場合は、条例第33条の規定により、住宅を明け渡すよう努力しなければなりません。 (3) 高額所得者に該当する場合は、条例第36条の規定により、住宅の明渡しを請求することがありますので、請求前に自主的に明け渡してください。 (4) 借上げに係る公営住宅の入居者は、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければなりません。この場合において、条例第48条の規定により、住宅の明渡しを請求することがあります。 (5) 公営住宅の入居者（条例第7条第4項又は第6項の規定に該当する者に限る。）は、 <u>公営住宅に入居した日前の直近において居住していた地域が条例第7条第4項に規定する土砂災害特別警戒区域に該当しなくなった場合であって、当該居住していた住宅を現に所有しているとき又は平成23年3月11日において居住していた地域が条例第7条第6項に規定する支援対象地域等に該当しなくなった場合であって、当該居住していた住宅を現に所有しているときは、当該公営住宅を明け渡さなければなりません。</u> この場合において、条例第48条の規定により、住宅の明渡しを請求することがあります。
6	入居指定日	入居指定日は、入居手続の完了後指定します。
7	入居の期限	入居指定日後15日以内に入居してください。指定期限内に入居することができないときは、直ちに文書により届け出てください。無届で入居しないときは、決定を取り消すことがあります。
8	入居することができる者	この通知書により入居することができる者は、県営住宅入居申込書記載の者に限ります。

(旧)

県 営 住 宅 入 居 者 決 定 通 知 書

県営住宅への入居を次のとおり決定しましたので通知します。なお、あなたが入居する住宅が借上げに係る公営住宅である場合であつて、借上げの期間が満了するとき又はあなたが平成23年3月11日において居住していた地域が神奈川県県営住宅条例第7条第5項に規定する支援対象地域等に該当しなくなったときは、住宅を明け渡してください。

氏 名 様

住宅の名称 住宅番号

家 賃 円 敷 金 円

入居決定日 年 月 日

(明渡期限 年 月 日)

住宅世帯コード

神奈川県住宅営繕事務所長 印

備考 裏面を必ずお読みください。

(裏)

1	家賃	家賃は、神奈川県県営住宅条例（以下「条例」という。）第17条又は第18条の規定により、入居者の世帯の収入等に基づき、毎年度決定されます。
2	収入申告	入居者は、条例第19条の規定により、毎年度、知事に対し収入を申告しなければなりません。申告がない場合において、入居者が条例第46条の規定による収入状況の報告の請求に応じないときは、近傍同種の住宅の家賃を適用します。ただし、入居者が心身の状況により収入を申告し、及び収入状況の報告の請求に応じることが困難な事情にあると知事が認めた場合は、この限りではありません。
3	収入超過者の家賃	条例第32条の規定により収入超過者と認定された入居者の家賃は、条例第34条の規定により、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で知事が算出した額となります。
4	高額所得者の家賃	条例第35条の規定により高額所得者と認定された入居者の家賃は、条例第38条の規定により、近傍同種の住宅の家賃となります。
5	住宅の明渡し	(1) 家賃を3月分以上滞納した場合は、条例第48条の規定により、住宅の明渡しを請求することがあります。 (2) 収入超過者に該当する場合は、条例第33条の規定により、住宅を明け渡すよう努力しなければなりません。 (3) 高額所得者に該当する場合は、条例第36条の規定により、住宅の明渡しを請求することがありますので、請求前に自主的に明け渡してください。 (4) 借上げに係る公営住宅の入居者は、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければなりません。この場合において、条例第48条の規定により、住宅の明渡しを請求することがあります。 (5) 公営住宅の入居者（ <u>条例第7条第5項</u> の規定に該当する者に限る。）は、平成23年3月11日において居住していた地域が <u>条例第7条第5項</u> に規定する支援対象地域等に該当しなくなったときは、当該公営住宅を明け渡さなければなりません。この場合において、条例第48条の規定により、住宅の明渡しを請求することがあります。
6	入居指定日	入居指定日は、入居手続の完了後指定します。
7	入居の期限	入居指定日後15日以内に入居してください。指定期限内に入居することができないときは、直ちに文書により届け出てください。無届で入居しないときは、決定を取り消すことがあります。
8	入居することができる者	この通知書により入居することができる者は、県営住宅入居申込書記載の者に限ります。

第17号様式（第28条、第38条関係）（用紙 日本産業規格A4横長型）

年 月 日

住 宅 世 帯 コ ー ド												整 理 番 号			

県営住宅を明け渡したいので、次のとおり届け出ます。なお、明渡し後は、敷金 金 円を還付されたく請求します。

ただし、 年 月 日納付した県営住宅敷金 金 円から、家賃滞納額 円、損害賠償金 円及びその他の当該県営住宅に係る債務 円を控除した金額

住　宅　の　名　称								住　宅　番　号						名　義　人　氏　名							代　理　人																										
								号棟　　　　　号室													(続柄)																										
転居先住宅区分（該当に○）										転居先区分 （該当に○）				あっせんの有無			明渡し事由（該当に○）							明け渡そうとする日																							
(1) 公共分譲住宅 (4) 民間賃貸住宅 (7) 親類同居										(1) 県内 (2) 県外				有・無			(1) 通常明渡し (3) 名義人死亡 (2) 入替移転							年　月　日																							
(2) 民間分譲住宅 (5) 県営住宅 (8) その他住宅																																															
(3) 公共賃貸住宅 (6) 市町村営住宅																																															
名義人の 転居先		郵便番号 □□□—□□□□																書類等の 送付先		郵便番号 □□□—□□□□																											
																				氏名																											
																				電話番号				電話番号																							
還付金の 受取口座		金　融　機　関　名						店　舗　名						預　金　種　類				口　座　番　号								(右詰めで記入してください。)																					
								本・支店						(該当に○)																																	
								※銀行コード						支店コード						普通・当座																											
		口座名義人（左詰めでカタカナで記入し、姓と名を１字空けてください。）																																													
																																※支払先区分				※支払方法区分				※預金種別				※現家賃			
備考		※印の欄には、記入しないでください。																																										円			

(旧)

第17号様式（第28条、第38条関係）（用紙 日本産業規格A 4 横長型）

県 営 住 宅 明 渡 届 ・ 敷 金 還 付 請 求 書

年 月 日

住 宅 世 帯 コ ー ド												整 理 番 号			

神奈川県住宅営繕事務所長殿

県営住宅を明け渡したいので、次のとおり届け出ます。なお、明渡し後は、敷金 金 円を還付されたく請求します。

ただし、 年 月 日納付した県営住宅敷金 金 円から、家賃滞納額 円、損害賠償金 円及びその他の当該県営住宅に係る債務 円を控除した金額

住 宅 の 名 称										住 宅 番 号										名 義 人 氏 名																													
										号棟 号室																																							
転居先住宅区分（該当に○）										転居先区分（該当に○）										あっせんの有無					明渡し事由（該当に○）					明け渡そうとする日																			
(1) 公共分譲住宅 (4) 民間賃貸住宅 (7) 親類同居										(1) 県 内										有・無					(1) 通常明渡し (8) 名義人死亡					年 月 日																			
(2) 民間分譲住宅 (5) 県営住宅 (8) その他住宅										(2) 県 外																																							
(3) 公共賃貸住宅 (6) 市町村営住宅																																																	
転居先	住所	漢字	郵便番号 □□□-□□□□																																														
		カタカナ	県 市 区 町 村																																														
			町 名 ・ 丁 目 地 番																																														
			方書(アパート名等)																																														
電話番号														—																																			
還付金の受取口座	金 融 機 関 名					店 舗 名					預 金 種 類					口 座 番 号																																	
						本・支店					(該当に○)					(右づめで記入してください。)																																	
	※銀行コード									支店コード								普通・当座																															
	口座名義人（左づめでカタカナで記入し、姓と名を1字空けてください。）																																																
																														※支払先区分					※支払方法区分					※預金種別					※現家賃				
備考 ※印の欄には、記入しないでください。																																								円									